

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 10 月 4 日 (金) 第 555 号

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
○県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 1
○基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
○公共測量の実施 (3件) (監理課取扱い) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 公 告
- 令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 3
- 正 誤
- 鹿児島県公報第532号(令和6年7月16日付け)の一部訂正 (農地整備課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第700号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年10月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
いちき串木野市川上字田代前3836番1, 3839番2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田代前3836番1(次の図に示す部分に限る。), 3839番2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第701号

土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）手々知名地区の工事は、令和 3 年 2 月 8 日に完了した。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 702 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（GNSS 測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 9 月 30 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 三島村、十島村及び屋久島町

鹿児島県告示第 703 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 1 月 6 日まで
- 3 作業の地域 屋久島町麦生

鹿児島県告示第 704 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 9 月 30 日から同年 12 月 23 日まで
- 3 作業の地域 南九州市頰娃町別府地内

鹿児島県告示第 705 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、出水市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（都市計画基本図（数値地形図データの修正測量））
- 2 作業の期間 令和 6 年 10 月 11 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 出水市（都市計画区域内）

北薩地域振興局告示第 15 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 10 月 4 日

北薩地域振興局長 北菌育子

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|---------|---------|------------|------------|--------|--------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 運動療育センタ | 薩摩川内市上川 | 株式会社 H I B | 薩摩川内市上川 | 山崎 徹 | 令和 6 年 | 保育所等 |

| | | | | | | |
|-----------|------------|--------------------|------------|--|----------|------|
| —hibikids | 内町2999番地 3 | I K I N G D O M | 内町2999番地 3 | | 9 月 15 日 | 訪問支援 |
|-----------|------------|--------------------|------------|--|----------|------|

始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 10 月 4 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|------|-----------------|---------------|-----------------|--------|--------------------|--------------------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 大口病院 | 伊佐市大口大田 68番地 | 医療法人慈和会 | 伊佐市大口大田 68番地 | 永田 雅子 | 令和 6 年 6 月 30 日 | 居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 |

公 告

令和 7 年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 10 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 県内に本店を有する者

| 場 所 | 期 間 | |
|--|--|-----------------------------------|
| | 年 月 日 | 時 間 |
| 鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577） | 令和 6 年 11 月 5 日から同月 19 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 6 年 11 月 19 日の消印のあるものまで受け付ける。 | 8 : 30～12 : 00 13 : 00～17 : 15 |

2 県外に本店を有する者

| 場 所 | 期 間 | |
|--|--|-----------------------------------|
| | 年 月 日 | 時 間 |
| 鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577） | 令和 6 年 12 月 2 日から同月 16 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 6 年 12 月 16 日の消印のあるものまで受け付ける。 | 8 : 30～12 : 00 13 : 00～17 : 15 |

正 誤

令和 6 年 7 月 16 日付け鹿児島県公報第 532 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|----------------------|------|
| 3 | 上から12行目 | 農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良 | 農道整備 |